

## 高知大学教師教育センター規則

平成27年3月25日  
規則第134号

最終改正 令和4年12月16日規則第66号

### (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第27条第2項の規定に基づき、高知大学教師教育センター（以下「センター」という。）における組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 センターは、高知大学（以下「本学」という。）における教員養成機能を統括することによって教員養成教育の質を保証するとともに、本学以外の高等教育機関及び教育委員会と連携することによって高知県内教員の資質の向上に寄与することを目的とする。

### (業務)

第3条 センターに次の各号に掲げるユニットを置き、当該各号に掲げる業務を行う。

#### (1) 教職開発ユニット

- ア 本学の教職教育に関する基準及びこれに基づく授業の設計に関すること。
- イ 教育実習に関すること。
- ウ 介護等の体験に関すること。
- エ 教職実践演習に関すること。
- オ 教職の履修カルテに関すること。

#### (2) 教職キャリア形成ユニット

- ア 入学から卒業までの正課外の教職キャリア形成の支援に関すること。
- イ 教員採用試験等に関すること。

#### (3) 資格教育ユニット

- ア 学芸員資格に関すること。
- イ 学校図書館司書教諭資格に関すること。
- ウ 社会教育主事資格に関すること。

#### (4) 教師教育連携ユニット

- ア 教師教育コンソーシアム高知に関すること。

イ 高知C S T養成及び活動事業に関すること。

(組織)

第4条 センターは、次に掲げる者で組織する。

- (1) センター長
- (2) 専任担当教員
- (3) 兼務教員
- (4) 学部から選出された運営委員 各2人
- (5) その他センター長が必要と認めた者

2 センターの教員人事については、センター長は、欠員補充の可否を学長に協議した上で、高知大学センター連絡調整会議の議を経て、発議を行うものとする。

(センター長)

第5条 センター長は、センターの業務を掌理する。

2 センター長は、学長が指名する。

(副センター長)

第6条 センターに、必要に応じて副センター長を置くことができる。

2 副センター長は、センター長が指名する。

(ユニット長)

第7条 センターの各ユニットに、ユニット長を置く。

2 ユニット長は、センター長の職務を助け、ユニットの業務を統括する。

3 ユニット長は、ユニット構成員の中からセンター長が指名する。

(専任担当教員及び兼務教員)

第8条 専任担当教員及び兼務教員は、ユニット長の職務を助け、センターの業務を処理する。

(運営戦略室会議)

第9条 センターに、各ユニットの業務を円滑に推進するため、運営戦略室会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの業務内容及び業務の実施方針に関する事項
- (2) センターの人事に関する事項
- (3) センターの財務に関する事項

- (4) センターの規則の制定・改廃に関する事項
  - (5) その他センターの運営等に関する事項
- 3 会議は、次の委員で構成する。
- (1) センター長
  - (2) 各ユニット長
  - (3) 専任担当教員
  - (4) 兼務教員
  - (5) 学務課長
  - (6) その他センター長が必要と認めた者
- 4 センター長は、会議を招集し、議長となる。
- 5 会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 6 第3項第2号に掲げる委員については、代理出席を認めるものとする。
- 7 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 8 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。
- 9 会議の事務は、学務部学務課において処理する。

(教職系授業改善委員会)

第10条 センターに、本学の教職教育の内容を検証し、もってその充実・発展に資するため、教職系授業改善委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる委員で構成する。
- (1) 教職開発ユニット長
  - (2) 学部から選出された運営委員のうち 各1人
  - (3) 学務部長
  - (4) その他センター長が必要と認めた者
- 3 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 教員養成の理念・構想に関する事項
  - (2) 教員免許取得にかかわる授業科目の改善に関する事項
- 4 教職開発ユニット長は、委員会を招集し、議長となる。
- 5 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 6 第2項第2号に掲げる委員については、代理出席を認めるものとする。

7 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

8 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

9 委員会の事務は、学務部学務課において処理する。

(事務)

第11条 センターの事務は、学務部学務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月16日規則第66号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。